

入札説明書等配布一覧表

入札に付する物件名 [除雪ドーザ]

品名	物件番号	車名	型式	初年度登録年月
除雪ドーザ	S15-0511	川崎	70H4	平成 15 年 11 月

No	名 称	様式 No.	部数等
1	入札説明書	—	1 部
2	仕様書	—	1 部
3	競争入札参加資格確認申請書	第 1 号	1 部
4	入札書	第 2 号	1 部
5	委任状 (入札用)	第 3 号	1 部
6	委任状 (物件説明会用)	第 4 号	1 部
7	入札保証金納付・充当申出書 (兼) 入札保証金口座振込申出書	第 5 号	1 部
8	質問書	第 6 号	1 部

(注) 上記内容について、落丁等がないか確認してください。

山形県村山総合支庁建設部
北村山建設総務課

入札説明書

除雪ドーザの売却に係る入札公告に基づく入札については、関係法令及び山形県財務規則（昭和39年県規則第9号。以下「規則」という。）に定めによるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約に関する事務を担当する部局等

〒995-0024 山形県村山市楯岡笛田四丁目5番1号
山形県村山総合支庁建設部北村山建設総務課経理係
電話番号 0237-47-8652

2 入札の場所及び日時等

入札に係る日程は、入札公告記載のとおりとする。

3 入札参加者の資格

- (1) 「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、入札参加資格審査日（競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日）から開札日までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。
- (2) 公告で指定された期限までに申請書を提出しない者及び入札参加資格が無いと認められた者は、本件入札に参加することができない。

4 入札参加資格の審査等

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、入札参加の資格を確認するため、競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）を令和6年10月25日（金）午後4時までに1の担当部局に提出し、入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。
- (2) 提出書類
競争入札参加確認申請書（別添様式第1号）
- (3) 上記（2）の書類を郵送で提出する場合は、書留郵便に限るものとし、上記（1）の期限まで契約担当部局に到達しなければならない。
- (4) 申請書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

5 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格の審査は、申請書の提出期限の日を基準として行うものとし、その結果は、令和6年10月30日（水）までに通知する。

6 仕様書に関する質問等

- (1) 仕様書に関し質問がある場合は、令和6年10月25日（金）午後4時まで契約担当部局に書面（様式第6号）により持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること。なお、郵送による場合は、上記期限まで契約担当部局に到達しなければならないも

のとする。

- (2) (1) の質問に対する回答は、質問者あて書面により行うとともに、その回答書は、当該回答を行った日から入札執行の日時までの期間、契約担当部局において閲覧に供する。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札見積価格（入札書に記載する金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額）の 100 分の 5 に相当する金額以上の額。ただし、規則第 119 条各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除する。

入札保証金の取扱いは下記のとおりとする。

イ 入札保証金は、見積もる価格の 100 分の 5 以上の額を納付する。この場合は、再度入札の場合も想定して不足となることがないように十分注意すること。

ロ 入札保証金の納付は、1 の担当部局において発行する納入通知書により入札日の前日までに納付することとするので、入札参加を希望する者は令和 6 年 10 月 25 日（金）午後 4 時まで「入札保証金納付・充当申出書（兼）入札保証金口座振込申出書（様式第 5 号）」により納入通知書の交付を 1 の担当部局あて申し出ること。

ハ 入札日当日は、入札保証金の納付を証するために金融機関の領収印の押印された納入通知書（領収済通知書）の原本を持参するものとする。

ニ 規則第 117 条で定める入札保証金に代わる担保についても上記と同様に取り扱うものとする。

ホ 落札者の納付した入札保証金は、契約保証金等に充当できるものとし、落札者以外の方の入札保証金は入札終了後速やかに申し出のあった口座に返還する。

ヘ 落札者が落札物件の売買契約を締結しないときは、入札保証金は返還しない。

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 に相当する金額以上の額。ただし、規則第 135 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

8 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、書面により行うものとする。この場合は、辞退する物件等の名称、入札日、辞退する者の氏名又は名称、辞退する理由を記載した書面に印鑑を押印し、入札を執行する日時までに提出するものとする。

- (2) 入札参加者が入札執行時刻に遅れた場合は、本件入札を棄権したものとみなす。

9 入札

- (1) 入札書の様式は、入札書（様式第 2 号）による。

- (2) 入札書は持参によるものとし、郵送によるものは認めない。
- (3) 入札書は封筒に入れて厳封し、表に「氏名又は名称」、「入札日」及び「物件等の名称」を記載すること。
- (4) 入札者は名刺を提出し、代理人をして入札に関する行為をさせようとする者は、委任状（様式第3号）を作成し提出させること。
- (5) 入札者又は入札者の代理人は、当該入札に関する他の入札者の代理をすることはできない。また、法人の代表者（支店長等の受任者を含む。）が自ら入札する場合は、当該入札に関して他の入札者となることはできない。
- (6) 入札者又はその代理人は、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しとともに、名刺又は入札権限に関する委任状（様式第3号）及び印鑑（入札書に対応する印鑑（実印）に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）を持参すること。
- (7) 入札価格は、当該車両現状引渡の価格とし、移転・抹消変更に必要な諸経費、車両継続検査に必要な経費、車両の輸送等に係る経費及び自動車税・自動車取得税等、当該車両を使用するために必要となる一切の費用は別途落札者負担とする。

10 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会うものとする。入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない山形県職員を立ち合わせて開札を行う。

11 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加資格のない者（入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札
- (2) 申請書に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したと認められる入札
- (5) 同一の事項につき2通以上の入札書を契約担当者に提出した入札
- (6) 物件番号、金額及び氏名等の入札要件が確認できない入札書、記名押印を欠く入札書又は入札金額を訂正した入札書を契約担当者に提出した入札
- (7) 納付した入札保証金により算出される入札限度額を超えた入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

12 再度入札

予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

再度の入札を辞退するときは、入札書に「辞退」と記載し、提出すること。この場合、辞退者はその会の入札を終了後速やかに退席すること。

入札を一度辞退した者は、当該入札案件の再度の入札に参加することができない。

13 落札者の決定方法

- (1) 規則第 120 条第 1 項の規定により作成された予定価格以上で最も高額な価格で入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない山形県職員にこれに代わってくじを引かせ落札者を決定する。
- (3) 落札者の決定の時までに入札参加資格を満たされなくなった者は落札者とししない。

14 契約の締結

県の都合による場合を除き、落札決定の日の翌日から起算して 7 日以内に物件売払契約を締結するものとする。

15 買受代金の支払い

- (1) 買受代金は、即納又は契約条項に基づいて県が指定する期日までに、県が発行する納入通知書により県指定金融機関等に完納しなければならない。
- (2) 支払期限までに買受代金を支払わなかった場合は、原納期限の翌日から起算して納付の日までの遅延日数に応じ、契約金額（既納付分がある場合は、契約金額から既納付額を控除した額）に年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収するものとする。

16 所有権移転及び物件引渡し

- (1) 当該車両の所有権は、買受代金の支払いが完納したときに移転するものとする。
- (2) 当該車両は現状引き渡しとし、引き渡し後の不調、故障等についての補償は、県は一切行わない。
- (3) 落札者が買受代金を完納したとき、危険負担は落札者に移転する。よって、その後に発生した当該車両の破損、盗難及び焼失等による被害の負担は、落札者が負うものとする。
- (4) 落札者は当該車輛の所有権の移転登録を必ず行わなければならない。
- (5) 県は落札者が買受代金の支払いが完納したとき、落札者の申請により当該車両に係る譲渡証明書等の所有権の移転登録に必要な書類を落札者に交付する。
- (6) 落札者は、当該車両に係る道路運送車両法第 13 条による移転登録、又は同法第 15 条による抹消登録を各々所定の日から起算して 15 日以内に行わなければならない。なお、これに要する経費は、落札者の負担とする。
- (7) 落札者は、名義変更又は抹消登録を完了した場合、速やかに県に自動車検査証の写し又は登録事項等証明書の写しを添えて文書で報告しなければならない。
- (8) 当該車輛の引渡しは、(7) の報告があった後、速やかに行うものとし、当該車輛の運送は落札者の責任において行うものとする。
- (9) 所有権の移転登録を行う陸運事務所の管轄により、上記の引渡し方法により難しい場合は、別途協議を行うものとする。
- (10) 車両の運送は落札者の責任において行うこと。なお、当該車輛の自動車検査証の有

効期限は、別添仕様書のとおりである。

- (11) 落札者は、引渡後契約物件の『山形県』『山形県土木部』『山形県県土整備部』等の表示を塗り替え等により消去し、消去前後の写真を県に提出するものとする。また、『建設省補助事業除雪機械』及び『建設機械 S 15 - 0511』等のプレートを県に返却するものとする。なお、プレートではなくシールの場合は、シールを剥がし、剥がす前後の写真を県に提出すること。これに要する経費は落札者負担とする。
- (12) 落札者は、契約物件に係る自動車損害賠償責任保険について、契約日から起算して保険期間の満了日までの残月数分の月割り保険料を県が指定する期日までに、県が発行する納入通知書により県指定金融機関等に完納しなければならない。

17 その他

- (1) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、山形県競争入札参加指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (2) 入札参加者の談合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
- (3) 入札をした者は、入札後、契約条項又は契約条件等の不明を理由として、異議を申し立てることができない。
- (3) 落札者は、予約完結権を他に譲渡することができない。
- (4) 入札に付する物件の説明会を下記により行う。なお、参加する場合は、前日までに1の担当部局に連絡すること。
 - ア 日 時 令和6年10月24日（木）午前10時から午前11時まで
 - イ 場 所 山形県村山市大字富並字新宿 1465
山形県村山総合支庁富並除雪機械格納センター
 - ウ その他 説明会参加の際は、入札参加希望者本人の場合は名刺、代理人の場合は委任状（様式第4号）を持参すること。

仕 様 書

項 目	仕 様
	除雪ドーザ S 1 5 - 0 5 1 1
車 名 ・ 車 種	川崎・大型特殊
本 体 の 形 状	タイヤ・ドーザ
型 式	7 0 H 4
乗 車 定 員	2名
車 両 重 量	1 5, 3 4 0 k g
車 両 総 重 量	1 5, 4 5 0 k g
長 さ	9 0 0 c m
幅	3 4 5 c m
高 さ	3 5 8 c m
原動機の型式	J 0 8 C
総 排 気 量	7. 9 6 L
燃 料 の 種 類	軽油
登 録 番 号	山形9 0 0 る 2 8 2
年式 (初年度登録)	平成1 5 年 1 1 月
車検証の有効期限	令和7 年 1 1 月 1 1 日
総 走 行 距 離	6 2, 9 5 6 k m
稼 動 時 間	8, 7 4 7 h
備 考	

様式第 1 号

競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

山形県村山総合支庁長 地主 徹 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名
電 話 番 号

印

令和 6 年 10 月 16 日付けで公告のありました除雪ドーザの売却に係る入札参加資格について確認されたく申請します。

なお、公告された資格を有することについては事実と相違ないことを誓約します。

※登録番号	※確認印

※申請者は記入しないでください。

入札書

令和 年 月 日

山形県村山総合支庁長 地主 徹 殿

入札者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名
代理人

印

山形県財務規則及び山形県契約約款により入札条件を承認し、下記のとおり入札します。

記

入札金額	¥
入札保証金	¥
品名及び規格	除雪ドーザ (物件番号 S15-0511 山形 900 る 282) 入札説明書及び仕様書のとおり
数量	1台
引渡場所	入札公告のとおり
引渡期限	契約金額完納後、30日以内
摘要	入札説明書のとおり

委 任 状

令和 年 月 日

山形県村山総合支庁長 地主 徹 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

印

私は を代理人と定め、下記の権限を

(使用印鑑)

委任します。

記

1 除雪ドーザの売却に係る入札に関する一切の件

2 委 任 期 間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

(注) 委任状に使用する委任者の印鑑は実印又は代表者印を押印してください。
また、代理人の使用印鑑は、入札の際に使用する印鑑を押印してください。

委 任 状

令和 年 月 日

山形県村山総合支庁長 地主 徹 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

印

私は 〃 を代理人と定め、下記の権限を委任します。

なお、説明会における内容の不明を理由として入札後に異議を申し立てないことを誓約します。

記

1 除雪ドーザの売却に係る物件説明会に関する一切の件

2 委 任 期 間

令和6年10月24日

様式第5号

入札保証金納付・充当申出書
(兼) 入札保証金口座振込申出書

令和 年 月 日

山形県村山総合支庁長 地主 徹 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

㊞

令和6年10月16日付けで公告ありました除雪ドーザの売却に係る入札に参加するにあたり、金 _____ 円(A)を入札保証金として納付したいので納入通知書を発行願います。

なお、入札保証金を返戻する場合は、下記の口座に振り込み願います。

(物件番号及び車名：S15-0511 川崎 70H4 山形900る282)

提出前に、以下により入札書記載限度額を確認願います。

(A) 納付する入札保証金額 _____ 円

(B) 落札限度額(税込み)・・・(A) × 20 = _____ 円

(C) 入札書記載限度額(税抜き)・・・(B) ÷ 1.1 = _____ 円

※ (C) 入札書記載限度額を超える入札は無効となります。

記

1	金融機関名	_____
2	本・支店名	_____ (店番号)
3	預金種別	1. 普通 2. 当座 3. その他
4	口座番号	_____
5	(フリガナ) 口座名義人	_____

本件入札において落札者となった場合における、入札保証金の契約保証金・買受代金等への充当について(以下のいずれかに「○」を付すこと。)

- (1) 希望する・・・契約保証金、未経過分月割自動車損害賠償責任保険料相当額、契約金額の順に充当します。
- (2) 希望しない・・・別途、全額を納入通知書により納付します。

様式第6号

令和 年 月 日

山形県村山総合支庁長 地主 徹 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名
電話番号

印

令和6年10月16日付けで公告のありました除雪ドーザの売却に係る入札仕様書等について、下記のとおり質問します。

品名：除雪ドーザ
物件番号：S15-0511

記

質問事項等

--